

市第 158 号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 12 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部を改正する条例

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正）

第 1 条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（
平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援セン
ター」に、「第 11 章 医療型児童発達支援センター（第 90 条—第
94 条）」を「第 11 章 削除」に改める。

第 3 条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第 41 条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める
。

第 64 条第 3 号ア及び第 4 号中「訓練室」を「支援室」に改め、
同条第 5 号アを次のように改める。

ア 支援室及び屋外遊戯場

第 65 条第 13 項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指
導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第75条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

第76条第6項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第10章の章名を次のように改める。

第10章 児童発達支援センター

第83条を次のように改める。

(設備の基準)

第83条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（当該児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 発達支援室の1室の定員はおおむね10人とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

第84条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴

児を通わせるもの及び主として重症心身障害児を通わせるものを除く。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項第 3 号から第 5 号までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第 4 項から第 9 項までを削り、同条第 3 項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項の福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な人員を置かなければならない。

第84条第10項中「。以下同じ」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第 5 項とする。

第85条（見出しを含む。）中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第86条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、「。第93条において同じ」を削る。

第87条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第88条を次のように改める。

（心理学的及び精神医学的診査）

第88条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理

学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験であってはならない。

第89条を次のように改める。

第89条 削除

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第90条から第94条まで 削除

第 113 条第 2 項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

(横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 4 章 医療型児童発達支援

第 1 節 基本方針（第62条）

第 2 節 人員に関する基準（第63条・第64条）

第 3 節 設備に関する基準（第65条）

第 4 節 運営に関する基準（第66条—第71条）」

を

「第 4 章 削除」

に改める。

第 2 条第 3 号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第 5 号中「、第62条の指定医療

型児童発達支援の事業」を削る。

第 3 条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第 4 条第 1 項ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第 5 条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（肢体不自由のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第 7 条第 4 項を削り、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前 2 項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第 7 条第 5 項を削り、同条第 6 項中「、第 4 項第 1 号及び第 8 項」を「及び第 7 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「、第 4 項及び第 5 項」を「及び第 4 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

8 第 3 項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第 7 条第 9 項中「前項本文」を「第 7 項本文及び前項本文」に改める。

第 8 条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第 10 条第 1 項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第 2 項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第 11 条第 1 項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「便所」の次に「、静養室」を加え、同項ただし書及び同条第 3 項を削り、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項ただし書を削り、同項第 1 号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第 11 条第 4 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、同項に掲げる設備を除き」を加える。

第 12 条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第 24 条第 2 項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

- (2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号の食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第27条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項の改善の内容を保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（次項において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この項及び次項において「保護者」という。）による評価（次項において「保護者評価」という。）」に改め、同項第1号及び第5号中「その保護者」を「保護者」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項の指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点か

ら、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項の領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（次条第4項において「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第27条第4項の領域との関連

性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第 5 項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第 7 項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者」を加える。

第29条に次の 1 項を加える。

- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出しを「（支援）」に改め、同条中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「又は特例障害児通所給付費」を「若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の 2 第 3 項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第43条中「指定児童発達支援事業者」の次に「（治療を行う者を除く。）」を加える。

第50条第 1 項中「第 5 条第18項」を「第 5 条第19項」に改める。

第55条の 6 中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第57条第 1 項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第 2 項中「指導訓練」を「発達支援」に、「、訓練」を「、支援」に改める。

第59条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第62条から第71条まで 削除

第72条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第75条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第78条及び第78条の3中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第80条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「、訓練」を「、支援」に改める。

第81条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第81条の3第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「「訓練等」を「この項において「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「訓練等に」を「支援に」に改める。

第81条の9中「第4項及び第5項を除く。）」を「第6項及び第7項を除く。）」、第27条の2」に、「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「、第53条」を「及び第53条」に改め、「及び第70条の2」を削り、「読み替える」を「、第28条第4項中「第27条第4項の領域との関連性及びインクルージョンの観点を

踏まえた」とあるのは「第27条第4項の領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替える」に改める。

第89条中「及び第5項」を削り、「、第28条」を「、第27条の3、第28条」に、「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に改め、「、第70条の2」を削り、「、第44条第1項」を「、同条第4項中「第27条第4項の領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項の領域との関連性を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下この項及び次項において「訪問先施設」という。）による評価（次項において「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「保護者」とあるのは「保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「及び保護者評価」とあるのは「、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「に示す」とあるのは「及び訪問先施設に示す」と、第44条第1項」に改め、「体制」と」の次に「、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第90条第1項中「第3項及び第7項」を「第4項及び第6項」に改め、「、第63条」を削り、「同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発

達支援」とあるのは「指定通所支援」と及び「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第 6 項中を削り、「同条第 8 項」を「同条第 7 項」に、「第 63 条第 1 項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第 2 項及び第 3 項中「指定医療型児童発達支援事業所」を「同条第 8 項中「指定児童発達支援事業所」に改める。

第 92 条第 1 項中「、第 66 条」を削り、同条第 2 項中「、第 66 条」を削り、「、指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第 3 項及び第 4 項中「、第 66 条」を削る。

第 93 条第 1 項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第 71 条」を削り、同条第 2 項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

（横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 24 条の 24 第 2 項」を「第 24 条の 24 第 3 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「という。）」の次に「及び障害児（15 歳以上の者に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援

法」という。) 第 5 条第 1 項の障害福祉サービス (以下「障害福祉サービス」という。) その他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画 (以下「移行支援計画」という。)) を加え、同条第 3 項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)) 第 5 条第 1 項の障害福祉サービス (第 47 条において「障害福祉サービス」という。)) を「障害福祉サービス」に改める。

第 5 条第 2 項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第 3 項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第 6 条第 2 項第 2 号及び第 3 号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第 4 号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第 21 条第 1 項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第22条第2項中「この条」の次に「及び次条」を加え、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第22条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により障害児についてアセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支

援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも 6 月に 1 回以上移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第 3 項及び第 5 項から第 7 項までの規定は、第 3 項の移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第 3 項、第 5 項から第 7 項まで及び第 9 項並びに第 2 項及び第 3 項の規定は、第 4 項の移行支援計画の変更について準用する。

第 23 条第 1 項中「前条」を「前 2 条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第 26 条の見出しを「（支援）」に改め、同条中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第 40 条に次の 2 項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項の第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項の新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項の指定感染症又は同条第 9 項の新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第47条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める

。

第52条第2項第1号中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加える。

第53条第1項第3号中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第54条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条中横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第50条第1項の改正規定及び第3条中横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第47条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第11条の規定により改正法第2条の

規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）（以下「新法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされている者については、第 1 条の規定による改正後の横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第83条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 改正法附則第11条の規定により新法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされている者については、新設備運営基準条例第84条の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に存する第 1 条の規定による改正前の横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（次項において「旧設備運営基準条例」という。）第83条第 5 号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第 6 号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新設備運営基準条例第83条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第83条第 5 号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第 6 号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新設備運営基準条例第84条の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。

6 改正法附則第 4 条第 1 項の規定により新法第21条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けたものとみなされている者については、第 2 条の

規定による改正後の横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第 7 条の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。

- 7 改正法附則第 4 条第 1 項の規定により新法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けたものとみなされている者については、新指定通所支援基準条例第 11 条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 8 この条例の施行の際現に指定（改正法第 2 条の規定による改正前の児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定をいう。次項において同じ。）を受けている第 2 条の規定による改正前の横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（次項において「旧指定通所支援基準条例」という。）第 7 条第 4 項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第 5 項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第 7 条及び第 12 条の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。
- 9 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第 7 条第 4 項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第 5 項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第 11 条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 10 新指定通所支援基準条例第 27 条の 2（新指定通所支援基準条例

第55条の6、第59条、第78条、第78条の3、第81条及び第81条の9において準用する場合を含む。)の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第27条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い関係規定の整備を図る等のため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

目次

(第 1 章 から 第 9 章 まで 省略)

第 10 章 児童発達支援センター (第 83 条 — 第 89 条)
福祉型児童発達支援センター

第 11 章 削除
医療型児童発達支援センター (第 90 条 — 第 94 条)

(第 12 章 から 第 15 章 まで 及び 附 則 省略)

(最低基準の目的)

第 3 条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るく衛
生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職
員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導又は支援によ
り、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成される
ことを目的とする。

(関係機関との連携)

第 41 条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支
援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及
び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、女性
相談支援センター、婦人
相談所その他の関係機関と密接に連携して母子の保護
及び生活支援に当たらなければならない。

(設備の基準)

第 64 条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする
。

(第 1 号 及び 第 2 号 省略)

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 遊戯室、支援室
訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

(イ省略)

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室
訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 支援室及び屋外遊戯場
訓練室及び屋外訓練場

(イ及び第 6 号から第 9 号まで省略)

(職員)

第 65 条 (第 1 項から第 12 項まで省略)

13 心理支援を
心理指導を行う必要があると認められる児童 5 人以上に心理支
援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には
心理指導担当職員
職業指導員を置かなければならない。この場合において、心理担
当職員
指導担当職員の資格については、第 27 条第 9 項の規定を準用する。

(設備の基準)

第 75 条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。
。

(1) 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支援室
訓練室及び浴室を設けること。

(第 2 号省略)

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入

所施設には、屋外遊戯場、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しない。

(第 4 号省略)

(職員)

第 76 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、第 3 項に規定する職員及び心理担当職員を置かなければならない。この場合において、心理担当職員の資格については、第 27 条第 9 項の規定を準用する。

(第 7 項省略)

第 10 章 児童発達支援センター
福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第 83 条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおり
室、屋外遊戯場(当該児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

- (1) 福祉型児童発達支援センター(主として重症心身障害児を通わせるものを除く。)には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(当該福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- (2) 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせるも

の及び主として重症心身障害児を通わせるものを除く。)の指導訓練室の1室の定員はおおむね10人とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(3) 前号の福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

(4) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。

(5) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。

(6) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

2 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 発達支援室の1室の定員はおおむね10人とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

(職員)

第84条 児童発達支援センター
福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせるもの及び主として重症心身障害児を通わせるものを除く。)には

、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他内閣府令の規定によりこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設又は場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

（第 1 号及び第 2 号省略）

- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センター^{福祉型児童発達支援センター}に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該児童発達支援センター^{福祉型児童発達支援センター}（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第 2 条第 2 項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第 48 条の 3 第 1 項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員
- (5) 当該児童発達支援センター^{福祉型児童発達支援センター}（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 27 条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第 10 条第 1 項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対

し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

2 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な人員を置かなければならない。

3 児童発達支援センター
2 前項の福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

4 児童発達支援センター
3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項本文に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、第1項各号に掲げる施設又は場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

5 前項の福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6 第4項の福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センタ

一には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

8 前項の福祉型児童発達支援センターの嘱託医の資格については、第76条第7項の規定を準用する。

9 第7項の福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。

$\frac{5}{10}$ 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）第3条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センター福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

（児童発達支援センター福祉型児童発達支援センターの長の資格）

第85条 児童発達支援センター福祉型児童発達支援センターの長の資格については、第66条の規定を準用する。

（業務の質の評価等）

(設備の基準)

第 90 条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- (2) 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第 91 条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な人員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

- 2 第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(医療型児童発達支援センターの長の資格)

第 92 条 医療型児童発達支援センターの長の資格については、第 66 条の規定を準用する。

(業務の質の評価等)

第 93 条 医療型児童発達支援センターにおける業務の質の評価等、生活指導、通所支援計画の作成及び保護者等との連絡については、第 32 条、第 67 条第 1 項、第 69 条及び第 87 条の規定を準用する。

この場合において、第 32 条中「第 37 条」とあるのは「第 43 条第 2 号」と、第 69 条中「及び第 79 条において「入所支援計画」とあるのは「において「通所支援計画」と、「当該入所支援計画」とあるのは「当該通所支援計画」と、「障害児入所支援」とあるのは「障害児通所支援」と読み替えるものとする。

(通所する児童に対する健康診断)

第 94 条 医療型児童発達支援センターに通う児童に対する健康診断については、第 74 条第 2 項の規定を準用する。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第 113 条 (第 1 項省略)

2 児童家庭支援センターにおいて児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援員、保健所、福祉保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、当該連絡調整以外の支援が迅速かつ的確に行うことができるように円滑に当該連絡調整を行わなければならない。

(第 3 項省略)

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

目次

(第 1 章から第 3 章まで省略)

第 4 章 削除
医療型児童発達支援

第 1 節	基本方針（第 62 条）
第 2 節	人員に関する基準（第 63 条・第 64 条）
第 3 節	設備に関する基準（第 65 条）
第 4 節	運営に関する基準（第 66 条—第 71 条） （第 5 章から第 8 章まで及び附則省略）

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

（第 1 号及び第 2 号省略）

- (3) 法定代理受領 法第 21 条の 5 の 7 第 11 項（法第 21 条の 5 の 13 第 2 項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第 21 条の 5 の 29 第 3 項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。
指定障害児通所支援事業者等

（第 4 号省略）

- (5) 多機能型事業所 第 5 条の指定児童発達支援の事業、第 62 条の指定医療型児童発達支援の事業、第 72 条の指定放課後等デイサービスの事業、第 81 条の 2 の指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第 82 条の指定保育所等訪問支援の事業並びに横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 64 号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第 79 条の指定生活介護の事業

、指定障害福祉サービス基準条例第 142 条の指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準条例第 152 条の指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準条例第 162 条の指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準条例第 173 条の指定就労継続支援 A 型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第 186 条の指定就労継続支援 B 型の事業のうち 2 以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（指定障害児通所支援事業者の一般原則）

- 第 3 条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び指定障害児通所支援事業者等障害児の意向、障害児の適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第 28 条第 1 項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
- 2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者

総合支援法」という。) 第 5 条第 1 項の障害福祉サービス (以下「障害福祉サービス」という。) を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者 指定障害児通所支援事業者等 者 者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

(法第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号の条例で定める者)

第 4 条 法第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。ただし、児童発達支援 医療型児童発達支援 (病院又は診療所により行われるものに限る。) に係る指定の申請については、この限りでない。

(第 2 項及び第 3 項省略)

第 5 条 児童発達支援に係る指定通所支援 (以下「指定児童発達支援」という。) の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療指導及び訓練 (肢体不自由のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ) 。を行うものでなければならない。

第 7 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 前 2 項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならな

い。

4 第 2 項
3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を第 1 項第 2 号アの児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4 前 2 項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第 1 項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第 2 項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第 3 号に掲げるものを除く。）を置かなければならない。
この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を第 1 項第 2 号アの児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに 4 人以上

(2) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあっては、機能訓練担当職員 機能訓練を行うために必要な数

(3) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあっては、看護職員 医療的ケアを行うために必要な数

5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第 1 項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。
この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を同項第 2 号アの児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護職員 1 人以上

(2) 機能訓練担当職員 1 人以上

5/6 第 1 項 第 2 号 ア 及び第 7 項
、第 4 項 第 1 号 及び 第 8 項 の指定児童発達支援
の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に 1 人又
は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6/7 第 4 項
第 3 項 の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合にお
ける第 1 項 第 2 号 ア の児童指導員及び保育士の総数の半数以上は
、児童指導員又は保育士でなければならない。

7/8 第 1 項（第 1 号を除く。）、第 2 項 及び第 4 項
、第 4 項 及び 第 5 項 に規定
する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事す
る者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支
援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援
に支障がない場合は、第 1 項 第 3 号の栄養士及び同項 第 4 号の調
理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事
させることができる。

8 第 3 項 に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所
の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援
に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き
、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることがで
きる。

9 第 7 項 本文 及び 前項 本文
前項 本文 の規定にかかわらず、保育所若しくは
家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入
園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児
を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障
害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への
保育に併せて従事させることができる。

（管理者）

3 第 1 項
2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、

主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 発達支援室
指導訓練室

(ア、イ及び第 2 号省略)

3 第 1 項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項
前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第 12 条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を 10 人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)にあつては、利用定員を 5 人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第 24 条 (第 1 項省略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に当該指定児童掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるも発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る

指定通所支援費用基準額

- (2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 2 項第 1 号の食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

（第 3 項から第 6 項まで省略）

（通所利用者負担額に係る管理）

第 25 条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、当該合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第 26 条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額の額を通知しなければならない。

(第 2 項省略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第 27 条 指定児童発達支援事業者は、第 28 条 第 1 項の児童発達支援次条第 1 項の児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じてその支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

$\frac{3}{2}$ (本文省略)

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項の指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

$\frac{5}{3}$ (本文省略)

$\frac{6}{4}$ 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（次項において「自己評価」という。

）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この項及び次項において「保護者保護者による評価」という。）による評価（次項において「保護者評価」という。

）を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及び保護者
その保護
者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた
支援を提供するための体制の整備の状況

(第2号から第4号まで省略)

(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及び保護者
その保護
者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(第6号及び第7号省略)

7
5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評
前項の
価及び保護者評価並びに前項の改善の内容を保護者に示すとともに
評価及び改善の内容を
に、インターネットの利用その他の方法により公表しなければな
らない。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所
ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項の領域との関連
性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）
を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなけ
ればならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支
援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けるこ
とができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての
児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂
（次条第4項において「インクルージョン」という。）の推進に
努めなければならない。

（児童発達支援計画の作成等）

第 28 条 （第 1 項省略）

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

（第 3 項省略）

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第 27 条第 4 項の領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて、児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の

提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

（第6項省略）

- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しなければならない。

（第8項から第10項まで省略）

（児童発達支援管理責任者の責務）

第29条 （第1項省略）

- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

（支援）

（指導、訓練等）

- 第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。
指導、訓練等

（第2項省略）

- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。
指導、訓練等
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に
指導、訓

——に從事させなければならない。
練等

- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援指導、訓練等を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

- 第 36 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

- 第 40 条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

- 第 41 条の 2 (第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所保護給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

(第 4 項省略)

(協力医療機関)

第43条 指定児童発達支援事業者 (治療を行う者を除く。) は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法 第5条第19項 第5条第18項 の一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(第2項省略)

(準用)

第55条の6 第5条、第8条、第9条及び前節(第12条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項中「従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)」とあるのは「従業者」と、第27条第1項及び第28条(第3項及び第9項を除く。)中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型児童発達支援計画」と、第40条中「利用定員及び 発達指導支援室 訓練室 の定員」とあるのは「利用定員」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(設備)

第57条 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援 指導訓練 を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び

備品等を備えなければならない。

- 2 前項の発達支援
指導訓練を行う場所は、支援
訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

(第 3 項省略)

(準用)

第 59 条 第 5 条、第 8 条及び第 4 節（第 12 条、第 24 条第 1 項、第 3 項第 1 号及び第 4 項、第 25 条、第 26 条第 1 項、第 32 条、第 34 条並びに第 52 条第 2 項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第 17 条中「第 38 条第 6 号及び第 52 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 6 号」と、第 19 条中「障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第 23 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「次条第 2 項及び第 3 項（第 1 号を除く。）」と、第 24 条第 2 項中「指定通所支援費用基準額」とあるのは「法第 21 条の 5 の 4 第 3 項第 2 号に掲げる額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、「次に掲げる費用（第 1 号に掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）」とあるのは「第 2 号及び第 3 号に掲げる費用」と、同項第 3 号中「前 2 号」とあるのは「前号」と、同条第 5 項中「第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 2 項及び第 3 項」と、第 27 条第 1 項及び第 28 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援計画」と、第 40 条中「利用定員及び発達支援室
指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第 55 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第 4 章 削除
医療型児童発達支援

第 1 節 基本方針
第 62 条 から 第 71 条 まで 削除

第 62 条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第 63 条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる員数

(2) 児童指導員 1 人以上

(3) 保育士 1 人以上

(4) 看護職員 1 人以上

(5) 理学療法士又は作業療法士 1 人以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1 人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には

、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 第 1 項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 前項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第 64 条 第 8 条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

(設備)

第 65 条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。

(2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。

(3) 浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかに

しなければならない。

- 3 第 1 項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第 1 号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第 4 節 運営に関する基準

(利用定員)

- 第 66 条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を 10 人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

- 第 67 条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 2 項第 1 号の食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者か

ら受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第 1 号に掲げる費用については、内閣府令の規定により子ども家庭庁長官が別に定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第 1 項から第 3 項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第 3 項の規定による費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第 68 条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第 2 項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受け

た場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第 69 条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第 70 条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害の対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要事項

(情報の提供等)

第 70 条の 2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるよう、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第 71 条 第 13 条から第 23 条まで、第 25 条、第 27 条（第 4 項及び第 5 項を除く。）、第 28 条から第 35 条まで、第 37 条、第 39 条から第 42 条まで、第 44 条から第 48 条まで、第 50 条から第 53 条まで及び第 55 条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第 13 条第 1 項中「第 38 条」とあるのは「第 70 条」と、第 17 条中「いう。第 38 条第 6 号及び」とあるのは「いう。」と、第 23 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 67 条第 1 項」と、第 27 条第 1 項及び第 28 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第 35 条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第 40 条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第 44 条第 1 項中「運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「第 70 条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制」と、第 55 条第 2 項第 2 号中「児童

発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第69条」と読み替えるものとする。

第72条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

（設備）

第75条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室のほか、指導訓練室指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項の発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。
指導訓練室は、訓練

（第3項省略）

（準用）

第78条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第77条第1項」と、第26条第1項中「障害児通所給付費」とあるのは「障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費等」と、同条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第77条第2項」と、第27条第1項及び

第 28 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第 36 条中「又は特例障害児通所給付費」とあるのは「若しくは特例障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費等」と、第 40 条中「利用定員及び~~発達支援室~~指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第 55 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第 78 条の 3 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 23 条まで、第 25 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 46 条まで、第 48 条から第 51 条まで、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 55 条まで、第 55 条の 3 から第 55 条の 5 まで、第 72 条及び第 77 条の規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項中「従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）」とあるのは「従業者」と、第 23 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 78 条の 3 において準用する第 77 条第 1 項」と、第 26 条第 1 項中「障害児通所給付費」とあるのは「障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費等」と、同条第 2 項中「第 24 条第 2 項」とあるのは「第 78 条の 3 において準用する第 77 条第 2 項」と、第 27 条第 1 項及び第 28 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と、第 36 条中「又は特例障害児通所給付費」とあるのは「若しくは特例障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費等」と、第 40 条中「利用定員及び~~発達支援室~~指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第 55 条第 2 項第 2 号中「児童

発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(設備)

第80条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

(第3項省略)

(準用)

第81条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第60条から第61条の2まで、第72条及び第77条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第19条中「障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第81条において準用する第77条第2項及び第3項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条において準用する第77条第2項」と、第27条第1項及び第28条(第3項及び第9項を除く。)中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」と、第36条中「又は特例障害児通所給付費」とあるのは「若しくは特例障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費等」と、第40条中「利用定員及び発達支援室の定員」とあるのは「利用定員」と

、第 55 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」と、第 60 条中「この節（前条（第 24 条第 2 項、第 3 項（第 1 号を除く。）、第 5 項及び第 6 項）」とあるのは「第 5 章第 5 節（第 81 条（第 77 条第 2 項から第 5 項まで）」と、第 61 条及び第 61 条の 2 中「この節（第 59 条（第 24 条第 2 項、第 3 項（第 1 号を除く。）、第 5 項及び第 6 項）」とあるのは「第 5 章第 5 節（第 81 条（第 77 条第 2 項から第 5 項まで）」と、第 77 条第 2 項中「指定通所支援費用基準額」とあるのは「法第 21 条の 5 の 4 第 3 項第 2 号に掲げる額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第 81 条の 3 （第 1 項省略）

- 2 前項第 1 号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得した日又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務、障害児について日常生活における基本的な動作及び知識の指導、技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において「支援」という。）を行い、並びに当該
知識技能の付与必要な訓練
「訓練等及び当該障

障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その害児の訓練等訓練等にの他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

(第3項省略)

(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第6項及び第7項を除く。)、第27条の2、第28条から第31条まで4項及び第5項を除く。)、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条まで及び第70条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第81条の7第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条の7第2項」と、第27条第1項、第28条(第3項及び第9項を除く。)及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「第27条第4項の領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項の領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項

と、第44条第1項中「運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「第89条において準用する第81条の8の運営規程の概要、従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第81条の6中「又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族」とあるのは「、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設」と読み替えるものとする。

（従業者の員数に関する特例）

第90条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（第4項及び第6項
第3項及び第7項を除く。）第63条、第73条第1項から第3項まで及び第5項、第81条の3第1項及び第3項並びに第83条の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と

と、同項第 1 号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 5 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第 6 項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 7 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第 8 項中「指定児童発達支援事業所
（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第 2 項及び第 3 項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第 73 条第 1 項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第 1 号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 2 項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第 3 項及び第 5 項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第 81 条の 3 第 1 項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第 1 号中「指定居宅訪問型児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 3 項中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第 83 条第 1 項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第 1 号中「指定保育所等訪問支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 2 項中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

（第 2 項省略）

(利用定員に関する特例)

第 92 条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第 12 条~~—————~~及び第 76 条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて 10 人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が 20 人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第 12 条~~—————~~、~~第 66 条~~及び第 76 条の規定にかかわらず、指定児童発達支援~~又は~~~~第 66 条~~指定放課後等デイサービスの利用定員を医療型児童発達支援又は 5 人以上（指定児童発達支援の事業~~—————~~、指定医療型児童発達支援の~~—————~~又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて 5 人以上）とすることができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第 12 条~~—————~~及び第 76 条の規定にかかわらず、その利用定員を 5 人以上とすることができる。

4 第 2 項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第 12 条~~—————~~及び第 76 条の規定にかかわらず、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて 5 人以上とすることができる。

(電磁的記録等)

第 93 条 指定障害児通所支援事業者は、作成、保存その他これら指定障害児通所支援事業者等に類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚に

よって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第 14 条第 1 項(第 55 条の 6、第 59 条、第 71 条、第 78 条、第 78 条の 3、第 81 条、第 81 条の 9 及び第 89 条において準用する場合を含む。)、第 18 条(第 55 条の 6、第 59 条、第 71 条、第 78 条、第 78 条の 3、第 81 条、第 81 条の 9 及び第 89 条において準用する場合を含む。)) 及び次項に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者は、交付、説明、同意その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 指定入所支援費用基準額 法第24条の2第2項第1号（法^第第24条の24第3項の規定により、同条第1項の障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- (4) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号（法第24条の5の規定により読み替えて適用する場合及び法^第第24条の24第3項の規定により同条第1項の障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (5) 法定代理受領 法第24条の3第8項（法第24条の7第2項において準用する場合及び法^第第24条の24第3項の規定により同条第1項の障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項（法^第第24条の24第3項の規定により、同条第1項の障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う障害児入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

(指定障害児入所施設等の一般原則)

第 3 条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）及び障害児（15歳以上の者に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項の障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

（第 2 項省略）

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、障害福祉サービス日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項の障害福祉サービス（第47条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第 4 項省略）

（従業者の員数）

第 5 条 （第 1 項省略）

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において心理支援を行う必要があると認められる障害児 5 人以上に心理指導を行う場合には心理担当職員を、指定福祉型障害児入所施設において職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。
- 3 前項に規定する心理担当職員は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（第 4 項省略）

（設備）

第 6 条 （第 1 項省略）

- 2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

（第 1 号省略）

- (2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等の身体の機能の不自由を助ける設備
- (3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設

遊戯室、支援室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 支援室、屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を助ける設備

(第 3 項から第 5 項まで省略)

(指定入所支援の取扱方針)

第 21 条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じてその支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない

。

4 (本文省略)

5 (本文省略)

(入所支援計画の作成等)

第 22 条 (第 1 項省略)

- 2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条及び次

条において「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児
の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善
の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう
障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければ

(第3項及び第4項省略)

- 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては
、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され
る体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当
たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報
通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行う
ことができるものとする。)を開催し、入所支援計画の原案につ
いて意見を求めるものとする。

(第6項から第10項まで省略)

(移行支援計画の作成等)

第22条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援
管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるもの
とする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては
、適切な方法により障害児についてアセスメントを行い、障害児
が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日
常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活
又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検
討をしなければならない。

- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討

結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第3項の移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項の移行支援計画の変更について準用する。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第23条 児童発達支援管理責任者は、前2条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

（第1号及び第2号省略）

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

（支援）
（指導、訓練等）

第26条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ

、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。
指導、訓練等

(第2項省略)

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。
指導、訓練等

4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を支援に従事させなければならない。
指導、訓練等

5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。
指導、訓練等

(協力医療機関等)

第40条 (第1項及び第2項省略)

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項の第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項の新型インフルエンザ等感染症、同条第8項の指定感染症又は同条第9項の新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(利益供与等の禁止)

第 47 条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法 第 5 条第 19 項 第 5 条第 18 項 の一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(第 2 項省略)

(記録の整備)

第 52 条 (第 1 項省略)

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 入所支援計画 及び移行支援計画

(第 2 号から第 6 号まで省略)

(従業者の員数)

第 53 条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設にあっては、心理担当職員 心理指導担当職員 1 人以上

(第 4 号、第 5 号及び第 2 項から第 4 項まで省略)

(設備)

第 54 条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。

(第 1 号省略)

- (2) 支援室
訓練室 及び浴室を有すること。

2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設は、前項各号に掲げる設備のほか、当該指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、次の各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第 2 号の義肢装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。

(第 1 号省略)

- (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外遊戯場、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援する
指導する のに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を助ける設備

(第 3 項から第 5 項まで省略)